

生駒市規則第 27 号

生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和 46 年 11 月生駒市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

「第 9 条第 7 項」を「第 9 条第 8 項」に改め、第 3 号中「第 26 条第 1 項」を「第 26 条」に改め、第 17 号及び第 18 号を削り、第 19 号を第 17 号とし、第 20 号から第 22 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 23 号中「第 9 条第 6 項」を「第 9 条第 7 項」に改め、同号を第 21 号とし、第 24 号を第 22 号とし、第 25 号中「施設入所等」を「障害者支援施設等への入所等」に改め、同号を第 23 号とし、第 26 号及び第 27 号を削り、第 28 号を第 24 号とし、第 29 号中「第 38 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項」を「第 38 条第 1 項」に改め、「負担命令並びに」を削り、同号を第 25 号とし、第 30 号中「第 15 条の 32」を「第 15 条の 4」に、「障害福祉サービス等」を「障害福祉サービス」に改め、同号を第 26 号とし、第 31 号中「施設入所等」を「障害者支援施設等への入所等」に改め、同号を第 27 号とし、第 32 号を第 28 号とし、第 33 号から第 40 号までを 4 号ずつ繰り上げ、第 36 号の次に次の 2 号を加える。

(37) 障害者自立支援法第 76 条第 1 項の規定による補装具費の支給に関する
こと。

(38) 障害者自立支援法第 76 条第 3 項の規定による意見の聴取に関する
こと。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。